



第 2 部



施策ごとの具体的計画 （災害予防・応急・復旧計画）

第1章 市民と地域の防災力向上

【本章における対策の基本的な考え方】

自助に成功するための備えと共助の防災力強化

防災の基本理念として市民一人ひとりや民間事業者が主体的に行動する自助の重要性を踏まえ、地域の被害軽減に対する「共助」の防災力強化による防災・減災の都市づくりを推進する必要がある。

自助・共助・公助の役割分担と連携の仕組みの早急な構築や地域防災力向上に向けて、地域防災を担う人財の育成や地域防災活動の支援の充実を図る。

第1章 市民と地域の防災力向上

現在の到達状況と課題

- 市民一人ひとりが日常生活の中で防災対策を進められるよう、防災出前講座については、年間40～50回実施しており、平成23年度以降で延べ2万4千人以上が受講している。引き続き対策の浸透に向けた多様な啓発活動の展開や各種訓練を実施する必要がある。
- 死傷者や負傷者を抑制するため、家具類の転倒、落下、移動防止策の実施など市民一人ひとりが自助の備えを推進していくことが必要であり、地震対策の方法と必要性について引き続き情報提供する必要がある。
- 市と地域が協働して実施する総合防災訓練には、年度の累計で約2万人が参加しているが、防災に取り組むきっかけのない方へ効果的に働きかける仕組みが必要である。
- 7つのコミュニティ住区ごとに1つの自主防が組織化されており、長年にわたって継続した取組を実施しているが、構成員の高齢化等も進んでいることから、地域の防災活動の新たな担い手の育成や地域防災活動の充実・強化を図る必要がある。
- 共助のネットワークづくりに向けて、平時より機能しているPTAやおやじの会等との連携を深め、防災に有効に活用できる体制づくりに取り組む必要がある。
- 火災の延焼による被害を防止するため、地域の初期消火体制の強化を図ることが必要である。
- 事業所が地域の一員として事業継続を通じた地域の経済活動や雇用を支えることや、地域の一員として救助活動を行うなどの役割が期待されており、事業所の防災体制の充実・強化を図り、地域住民の生活の安定化に寄与することが重要である。

具体的な取組

《予防対策》

自助による市民の防災力向上

- 市民による自助の備えの推進
- 防災意識の啓発・人財育成
- 防災教育・防災訓練の充実

事業所の防災活動力の強化

- 事業所の責務
- 事業所の防災体制の充実

地域による共助の防災活動力の強化

- コミュニティの形成と防災
- 地域防災活動の充実・強化
- 市民・事業所等との連携

対策の方向性と目標

- ◆防災に対する意識の醸成と一人ひとりの防災行動力の向上、災害に対する事前の備えを促進し、自助の強化を図る。
- ◆あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、市民に対して、地震や防災に関する正しい知識の普及や自らの行動によって自分の命を守ることなどを伝える防災教育等の充実を図る。あわせて、自主防への加入や防災訓練への積極的参加を呼びかけ、市民の防災行動力の向上を図るための防災意識の啓発を推進する。
- ◆防災意識の向上や地域防災活動の担い手の育成、自主防等の地域防災活動団体への支援の充実を図るため、地域の防災活動を支援する新たな組織を設置し、地域防災活動団体のネットワーク化を図り、共助の取組を推進する。
- ◆地域防災活動の充実・強化に向けて、共助の枠組みの整理を図るとともに、自主防のあり方についての検討を進める。
- ◆街頭消火器等を活用した地域の初期消火体制の強化を図る。
- ◆事業所の防災化、危機管理体制の確立、事業継続計画の策定など、震災対策における民間事業者等の役割を明確にし、事業所の防災体制の充実・強化を図る。

～被害想定（多摩東部直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
焼失棟数	最大 1,519 棟	屋内収容物による負傷者	最大 114 人
屋内収容物による死者	最大 5 人	要配慮者の死者数	最大 44 人

具体的な取組

《応急・復旧対策》

自助による応急・復旧対策の実施

○市民による応急対策

事業所による応急・復旧対策の実施

○事業所による応急・復旧対策の実施

地域による応急・復旧対策の実施

○自主防等の初動態勢の確立

○地域の共助への支援

第1節 現在の到達状況と課題

1. 自助による市民の防災活動力の強化

- 市民一人ひとりが日常生活の中で防災対策を進められるよう、防災出前講座については、年間 40～50 回実施しており、平成 23 年度以降で延べ 2 万 4 千人以上が受講している。引き続き対策の浸透に向けた多様な啓発活動の展開や各種訓練を実施する必要がある。
- 死傷者や負傷者を抑制するため、家具類の転倒、落下、移動防止策の実施など市民一人ひとりが自助の備えを推進していくことが必要であり、地震対策の方法と必要性について引き続き情報提供する必要がある。
- 市と地域が協働して実施する総合防災訓練には、年度の累計で約 2 万人が参加しているが、防災に取り組むきっかけのない方へ効果的に働きかける仕組みが必要である。

2. 地域による共助の防災活動力の強化

- 7つのコミュニティ住区ごとに1つの自主防（資料 20101）が組織化されており、長年にわたって継続した取組を実施しているが、構成員の高齢化等も進んでいることから、地域の防災活動の新たな担い手の育成や地域防災活動の充実・強化を図る必要がある。
- 共助のネットワークづくりに向けて、平時より機能しているPTAやおやじの会等との連携を深め、防災に有効に活用できる体制づくりに取り組む必要がある。
- 火災の延焼による被害を防止するため、地域の初期消火体制の強化を図ることが必要である。

3. 事業所の防災活動力の強化

- 事業所が地域の一員として事業継続を通じた地域の経済活動や雇用を支えることや、地域の一員として救助活動を行うなどの役割が期待されており、事業所の防災体制の充実・強化を図り、地域住民の生活の安定化に寄与することが重要である。

第2節 対策の方向性と目標

1. 自助による市民の防災活動力の強化

- ◆防災に対する意識の醸成と一人ひとりの防災力の向上、災害に対する事前の備えを促進し、自助の強化を図る。
- ◆あらゆる機会、あらゆる広報媒体を活用して、市民に対して、地震や防災に関する正しい知識の普及や自らの行動によって自分の命を守ることなどを伝える防災教育等の充実を図る。あわせて、自主防への加入や防災訓練への積極的参加を呼びかけ、市民の防災行動力の向上を図るための防災意識の啓発を推進する。
- ◆住民体験型の防災訓練の促進を図るとともに、関係機関と連携した各種訓練を支援及び実施する。

2. 地域による共助の防災活動力の強化

- ◆防災意識の向上や地域防災活動の担い手の育成、自主防等の地域防災活動団体への支援の充実を図るため、M i t a k a みんなの防災を支援し、地域防災活動団体のネットワーク化を図り、共助の取組を推進する。
- ◆地域防災活動の充実・強化に向けて、共助の枠組みの整理を図るとともに、自主防のあり方についての検討を進める。
- ◆コミュニティ・スクール委員会、P T A、おやじの会等と連携し、学校を核とした地域防災力の強化を図る。
- ◆街頭消火器等を活用した地域の初期消火体制の強化を図る。

3. 事業所の防災活動力の強化

- ◆事業所の防災化、危機管理体制の確立、事業継続計画の策定など、震災対策における民間事業者等の役割を明確にし、事業所の防災体制の充実・強化を図る。
- ◆日頃から地域交流を進め、地域に根ざした企業として共助の担い手となり地域防災に協力するよう要請する。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 自助による市民の防災力向上
- 2 地域による共助の防災活動力の強化
- 3 事業所の防災活動力の強化

1. 自助による市民の防災力向上

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市民による自助の備えの推進 ○防災意識の啓発・人財育成 ○防災教育・防災訓練の充実
市民・地域	○自助の備え ○防災意識の醸成や防災訓練等への参加
東京消防庁	○「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○要配慮者については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 ○関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○「地域の防火防災功労賞制度」を活用した住民の防災意識の普及啓発 ○長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 ○女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○住民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進

	○初歩的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施 ○防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○住民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資機材の整備・充実 ○住民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○一定以上の応急手当技能を有する住民に対する技能の認定等、住民の応急救護に関する技能の向上 ○幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施
都総務局	○防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 ○多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 ○自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、住民の防災意識や取組状況を把握 ○防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報の発信 ○住民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ○屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施 ○都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○Web サイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により住民の日常備蓄の取組を促進 ○防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施

	○屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施 ○区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進 ○区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（都震災対策条例第33条（防災教育）） ○区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○関東地方測量部、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進 ○東京都防災ホームページ等で多言語による防止知識の普及・啓発を実施 ○マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○マンション防災セミナーの開催 ○マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化
都政策企画局	○広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供
都生活文化スポーツ局	○「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援 ○各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ○災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施 ○在住外国人のための防災訓練や区市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施 ○東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施
都都市整備局	○耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供 ○大規模な震災が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る。
都住宅政策本部	○リーフレット「東京仮住まい」の作成・配布、Web版の公表 ○リーフレット「東京仮住まい」の多言語版の作成 ○耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 ○防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施
都福祉局	○要支援者名簿の整備、支援者や避難先など要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施 ○区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施

震災編第2部 施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画）
第1章 市民と地域の防災力向上 第1 予防対策

都保健医療局	○災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ○動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都水道局	○地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都教育庁	○学校における震災への事前の備え、災害時の対応、教育活動の再開への対応を周知 ○防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進 ○自治体防災課等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練の実施 ○都立高校生等を対象とした防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災士養成講座の実施 ○安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 ○東京消防庁等と連携した防災教育の推進
警視庁	○予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課X（エックス）【旧 Twitter】等への掲載 ○大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施 ○テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
都各局	○「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等
都産業労働局	○観光関連事業者等のための外国人旅行者応対マニュアルの配布
東京管区気象台	○防災に関するパンフレット、映像教材等の広報資料の作成・配布 ○関係機関と連携した講演会の開催、講師の派遣などによる防災知識の普及・啓発及び防災気象情報の利活用の促進 ○お天気フェア等の開催 ○報道発表、気象の知識、安全教育支援資料等のホームページへの掲載及び利活用の促進 ○都教育庁と連携した安全教育の支援
東京労働局	○「第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年～2023年）」に基づき「Safe Work TOKYO」の下、官民一体となり第三者災害防止につながる災害防止対策を推進

	○東京産業安全衛生大会の開催等により、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上、防災につながる安全知識の普及啓発 ○特に建設業等に対しては、地震発生及び強風後の足場等仮設設備の点検等による災害防止を促進
日赤東京都支部	○都民、学校等を対象に救急法等の講習会及び防災・減災に関するセミナーの実施 ○東京都赤十字救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
NTT 東日本	○防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介 ○事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
NTTドコモ	○防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板の利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
KDDI	○防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ○災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソフトバンク	○防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供 ○災害対策関連機器・サービスの紹介
各放送事業者	○平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ○家庭・職場で、地震に備えた取組を進めるための具体的な情報のホームページへの掲載
東京ガスグループ	○マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページ掲載 ○地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○防災・安全対策に関する取組紹介
東京電力グループ	○災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ掲載 ○停電・復旧情報等をホームページ等へ掲載 ○災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載
関東地方測量部	○都、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進
不動産会社等	○マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 ○マンション購入者（賃貸の場合は賃借人）に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

マンション管理組合等	○マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理会社等	○マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 ○マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

1-2. 詳細な取組内容

（1）市民による自助の備えの推進（総務部）

①震災対策における市民・家庭の役割

地震の被害を少なくするには、日頃からの心掛け・準備が大切である。大地震発生時に命を落とさない、ケガをしないための準備、そして被災後の生活を送るために必要な準備を、市民一人ひとりが家庭で確実に実施することが求められている。

②市民が住民として取るべき備え

市民は、地域に住む住民として、「自らの身の安全は自らが守る」という観点に立ち、家庭で次の措置を取るものとする。

ア 命を落とさない、ケガをしないための措置（資料 20102）

- (ア) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保に努めること。
- (イ) 日頃から、出火の防止に努めること。
- (ウ) 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器を設置しておくこと。
- (エ) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図っておくこと。
- (オ) ブロック塀など、家の周囲についても安全対策を図っておくこと。
- (カ) 家族一人ひとりのヘルメット、手袋、靴（スニーカー）などを準備しておくこと。
- (キ) 要支援者がいる家庭は、要支援者の「個別避難計画」に関する情報等を避難支援等関係者へ事前に提供しておくこと。
- (ク) 避難場所、避難所及び災害時在宅生活支援施設並びに避難経路等の確認を行っておくこと。

イ 被災後、生活していくための措置

- (ア) 水（1日一人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ、簡易トイレ及びモバイルバッテリーなど非常時の生活に向けて持出品等の準備をしておくこと。
- (イ) 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄を実施しておくこと（3日以上）。

ウ 防災力を高めるための備え

- (ア) 地震が発生した場合の家族の連絡方法や集合場所などをあらかじめ決めておくこと。
- (イ) 市や、自主防が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加すること。
- (ウ) 町会・自治会をはじめ地域が行う、相互協力体制の構築に協力すること。

（2）防災意識の啓発・人材の育成（総務部、防災関係機関、市民）

市は、防災関係機関と連携して、あらゆる機会を捉えて市民や事業所に対し、防災の意識啓発とともに

に、把握している防災情報の発信に努める。また、市民の防災の意識・行動や防災に関する市民ニーズの把握に努め、自助のための市民の防災行動を促進していく。特に、町会・自治会・マンション管理組合などの住民組織のほか、日常に活動している市民グループなどを単位とした防災意識啓発事業を推進し、市民の日常の活動の中に防災の視点を取り入れるとともに、これらの組織のリーダーの防災力を高めていく。

また、要配慮者の意見を今後の防災対策に反映させるよう、これらの市民の防災対策への参画を促進していく。

（3）防災教育・防災訓練の充実（総務部、防災関係機関、市民）

①防災教育の充実と災害に強い人財育成

児童・生徒や住民、事業者を対象として行う防災教育は、市民や地域の防災行動力の向上を図る上で極めて重要である。

市は、防災関係機関と連携して、小・中学校の児童・生徒に対する防災教育を拡充し、大地震発生時に、状況に応じた自らの行動により自分の命を守ることが大切であることをしっかりと伝え理解させるとともに、特に中学生には、自助とともに共助の担い手となれるよう防災教育の中で取り組んでいく。

また、市民や事業所への防災教育の中で、要配慮者による防災対策の視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性、青年及び外国籍市民の防災リーダーの育成に努める。

②防災訓練の充実

市は、関係機関と連携して住民体験型の防災訓練を推進する。

ア 総合防災訓練

首都直下地震等を想定し、市及び防災機関が地域住民と一体になって防災訓練を実施する。

総合防災訓練は、市内の7つのコミュニティ住区の自主防が中心となり、市や防災関係機関と連携して実施する。

イ 本部運営訓練・機関連携訓練

市は、市災害対策本部の運営訓練及び各防災関係機関と連携した訓練を実施する。

ウ 地域・事業所等の訓練

避難所運営訓練や要配慮者対策訓練等テーマを絞った訓練、自主防等による町会・自治会等の小地域における訓練、事業所単位の訓練等、目的や規模に応じた各種防災訓練を適宜積極的に実施する。

特に、地域の防災拠点である小・中学校を核とした小学校区や学園単位の防災訓練や防災キャンプの実施を促進し、市民と地域の防災力の強化につなげていく。

2. 地域による共助の防災活動力の強化

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○コミュニティの形成と防災 ○地域防災活動の充実・強化 ○市民・事業所等との連携
市民・地域	○防災コミュニティの形成 ○防災ネットワークの構築

東京消防庁	○防災意識の啓発 ○防災教育・防災訓練の充実 ○軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進 ○初期消火マニュアルを活用し、防災市民組織等への指導を実施 ○防災市民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催
都総務局	○防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ○区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
都生活文化スポーツ局	○地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図る。
警視庁	○テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進
都水道局	○消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資機材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援

2-2. 詳細な取組内容

(1) コミュニティの形成と防災(市民・地域、総務部、教育委員会)

① コミュニティ創生

「コミュニティ創生」は、共助のまちづくりを進めていくうえで重要な取組である。ともに支えあう地域社会の実現を目指し、防災分野の視点においても検討を進め、コミュニティ創生による、防災対策の推進を図る。

② 学校拠点(小・中学校)を核とした地域防災への取組の推進

市内の市立小・中学校は、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育が行われ、コミュニティ・スクール委員会を中心として、地域と学校との関係も深まっており、小・中学校を核とした地域活動が盛んに行われている。

こうしたことから、市は、今後もこれらの取組を支援し、コミュニティ・スクール委員会などと連携し、児童・生徒・保護者等の防災行動力を高めることにより、小・中学校を核とした新たな防災コミュニティを形成し、地域の防災力の向上を図っていく。

また、日常の活動において、特に市内の15の小学校区内のコミュニティやネットワークは、非常に活発であり堅固である。小学校区は、避難所機能など防災対策上の一つの単位となっていることから、小学校区レベルで防災ネットワークを形成し活動することで、防災対策を効果的にかつ全市的に展開することができる。自主防のほか、PTA、おやじの会、青少対、交通対、地元商店会、民生児童委員など各小学校区で活動する団体等の組織とネットワークを活用して地域の防災対策を進めていく中で、地域の防災ネットワークの強化を図る。

③近所付き合いや身近な仲間づくりによる地域防災

日頃から隣近所や地域の中での付き合いにより顔見知りや知人を増やしておくとともに、アパート、マンション、商店会、あるいは趣味や子育てグループなどの身近な仲間を単位として、楽しみながら防災訓練を実施するなど、近所や仲間同士の防災のつながりを作っていくことで、地域防災の輪を広げていく。

（2）地域防災活動の充実・強化（総務部、生活環境部、地域）

①自主防の活性化

市内には、7つのコミュニティ住区ごとに組織化された自主防が、地域防災活動の一翼を担っている。今後も地域の防災訓練などの各種訓練のほか、地域住民への防災広報活動や防災意識啓発事業の実施などによる地域の防災力向上の役割を担う。

一方で構成員の減少と高齢化が進んでいることから、災害時の地域コミュニティのあり方についての検討等を進め、継続的な自主防活動の推進を図る。

②地域防災活動支援組織による支援

M i t a k a みんなの防災と連携して各地域防災活動の支援やネットワーク化、市民の防災意識の向上、地域の防災活動の担い手の育成や自主防などの地域防災活動団体の活動の充実・強化を図るため、地域防災活動や共助の取組を支援し、コーディネートする役割を担う地域防災活動支援組織を設置し、支援体制を構築する。

（3）市民・事業所等との連携（市民、市、事業所）

地域の共助の防災力を強化していくためには、市民、地域コミュニティ、事業所、ボランティア等と、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していくことが重要である。

市及び関係防災機関は、自主防、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域が主体となって実施する防災訓練等への支援に加え、地域の様々な団体、事業所、商店会等に訓練等への参画に向けた地域の活動に協力する。

3. 事業所の防災活動力の強化

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○事業所の責務 ○事業所の防災体制の充実
市民・地域	○企業自らの危機管理体制の確立と地域への協力 ○帰宅困難者対策の推進
東京消防庁	○事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○事業所の救出・救護活動能力の向上 ○事業所防災計画の作成指導 ○危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布

	○都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の実施 ○都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
都総務局	○事業所相互間の協力体制の推進
都環境局	○高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定等を指導 ○火薬類の保安について、平常時、震災時等の自主保安体制の整備を指導
都産業労働局	○都内中小企業のBCPの策定に係る取組を支援 ○BCPの実効性を高めるため、企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助 ○都内中小企業による危機管理製品等の開発改良・実用化を支援

3-2. 詳細な取組内容

(1) 事業所の責務(総務部、生活環境部、消防署、事業所)

①事業所の防災体制の充実

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きく、また火気使用設備器具も多種類であり、それだけ、地震時における発災の危険性も無視できない。このため、すべての事業所は防災計画を作成し、自主防災体制の確立を図ることとなっている。このうち、防火管理義務を有する事業所については、消防計画の作成と併せて当該消防計画の中に地震対策を策定するよう消防署が指導している。

また、事業所の自衛消防組織が地震時において、迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から、防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要である。消防署では、これまでも事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練に出向し、訓練指導や消防技術の講習を行っている。

特に、スーパーマーケット、病院、ホテル等不特定多数の者を収容する事業所及び電気・ガス等の大規模事業所については、自衛消防隊を組織させ、消火訓練や避難訓練等の防災訓練を年間2回以上実施するよう指導している。高圧ガス取扱事業所についても、危害予防規定等の中に防災計画を定めるよう指導し、事業所ごとの防災訓練を実施していく。

更に、事業所は、災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務を継続し、最短で事業の復旧を図るため、事業継続計画を作成し、自助の強化を図ることとし、市は、事業継続計画策定のための助言・指導等の支援を行う。

②事業所の防災対策及び危機管理体制の確立

事業所は、施設の耐火・耐震化、什器備品等の転倒・落下・移動防止、重要データの分散化、非常用電源、飲料水、食料等の確保、事業所防災計画及び事業継続計画の作成等、事業所の自助に必要な防災対策の実施及び危機管理体制の確立を進め、市及び消防署は、事業所が実施する対策を支援する。

③地域・市民への協力

事業所は、可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資の提供やボランティア等の人的支援、自衛消防隊等の消防力の提供及び消防団活動の支援など地域の共助に協力するため、地域の防災訓練への参加や地域との協定の締結等を行っていく。

また、市は、事業所等が地域の共助を支援するための災害対策上の連携を図っていく。

④帰宅困難者対策

都帰宅困難者対策条例を踏まえた一斉帰宅抑制のための対策に取り組んでいく。また、市は、災害情報

や交通情報の伝達など、事業所等の帰宅困難者対策に協力していく。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|--------------------|
| 1 自助による応急・復旧対策の実施 |
| 2 地域による応急・復旧対策の実施 |
| 3 事業所による応急・復旧対策の実施 |

1. 自助による応急・復旧対策の実施

1-1. 詳細な取組内容

(1) 市民による応急対策(市民)

市民は、災害発生時、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な応急対策を実施する。

①自身の安全確保

- ア 家具等の転倒・落下・移動等から身を守り、自身と家族の安全を確保する。
- イ 揺れが収まったら出火防止を行う。
- ウ 玄関や窓を開け、出口の確保を行う。
- エ 靴（スニーカー）を履いて室内を移動する。
- オ 携帯ラジオ等で災害情報を収集する。

②周囲の安全確保

- ア 家族の安全を確認する。外出している家族は災害用伝言ダイヤル等を活用して安否確認を行う。
- イ 自身と家族の安全が確認できたら、隣家に声をかけ安否を確認する。
- ウ 近隣の要配慮者に声をかけ安否を確認する。
- エ 付近に火災が発生していないか確認する。
- オ 近隣の住民と声をかけあい、特に要配慮者の避難支援などの活動を行う。

③避難時の安全確保

- ア 余震の発生、周囲の混乱や落下物、塀や建物の倒壊による道路閉塞など様々な危険が想定されることから、周囲を良く確認し安全な避難に努める。
- イ できるだけ、近隣の人たちと集団で協力しながら避難する。
- ウ 可能な限り、準備しておいた非常用の生活用品や持出し品を持参して避難する。
- エ 通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切ってから避難する。

④自宅における被災生活(在宅避難)

- ア 各家庭で備蓄している食料・水・生活必需品を活用して生活する。
- イ 食料・飲料水の供給やトイレの使用等が必要な場合は、災害時在宅生活支援施設を活用する。
- ウ 利用可能な物は再利用に努め、極力ごみの排出を抑制する。
- エ 停電時に外出する際には、通電火災を防ぐため、電気のブレーカーを切ってから外出する。

2. 地域による応急・復旧対策の実施

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班）	○自主防等の初動態勢の確立

	○地域の共助への支援
市民・地域	○近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○安否や被害についての情報収集 ○初期消火活動 ○初期救護活動 ○負傷者の手当・搬送 ○住民の避難誘導活動 ○要支援者等の避難支援 ○避難所運営 ○自治体及び関係機関の情報伝達 ○炊き出し等の給食・給水活動等（「自主防災組織の手引」）

2-2. 詳細な取組内容

（1）自主防等の初動態勢の確立（地域支援班、自主防、住民協議会、事業所）

大地震が発生した場合は、自主防をはじめとする各地域の住民、事業所等においては、各自が自助に向け全力で取り組むとともに、共助に向け次の措置をとり、初動態勢の確立を図る。

①地域における初動活動

ア 二次災害の防止及び情報収集

自助に成功した後、周囲の安全を確認するとともに、余震等による二次災害に備えながら、ラジオや防災無線等において地震の震度、市内の状況等、情報収集に努める。

イ 安否確認・救助活動

隣近所の被害状況を把握し、隣近所の住人の安否確認、必要があれば救助資機材（救助工具セット・車の工具セット等）を活用して救助活動を行う。ただし、一般の住民では、安否確認や救助が難しい場合は、市、警察署、消防署、消防団、自主防本部のいずれかに救助等の要請を行う。

また、安否確認については、黄色いタスキ等による表示を積極的に活用する。

ウ 初期消火活動

近隣で火災が発生した場合は、周囲の住民及び消防署又は消防団に知らせるとともに、周囲の住民と協力して、消火器、バケツリレー等により初期消火活動を行う。

エ 避難

近隣で火災が発生し、延焼拡大のおそれがあるときは、近くの一時的避難場所又は広域避難場所に避難する。避難の際は、集団避難を心がける。また、通電火災の防止のため、避難の際には電気のブレーカーを落として避難する。

②各自主防本部の活動

ア 各コミュニティ・センターへの参集・本部の立ち上げ

市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定めた参集対象者は、各コミュニティ・センターに参集し、災害対策上の地域の活動拠点（地域拠点）となる自主防本部を立ち上げる。

イ 市本部との通信（連絡）の確保

防災行政MC A無線、電話（携帯電話、災害時優先電話）等により、市本部との通信の確保を図るとともに、参集状況、施設の被災状況等を市本部に連絡する。また、これらの通信が確保できない場

合は、自主防本部から市本部あてに情報連絡員を派遣する。

ウ 施設の被害状況調査

コミュニティ・センター施設の被害状況を調査し、使用できるかどうかを判断する。専門家の判断が必要な場合は、市へ応急危険度判定の実施要請を行う。

エ 地域の被害状況等の把握及び報告

地域内の火災、建物の倒壊状況等地域内の被害状況や、市民の避難状況について、市本部に報告する。また、状況によっては、警察署、消防署、消防団等への出動要請等を市本部に行う。

オ 救出救助活動及び消火活動の実施

自主防は、地域内に配備している救助工具セットや自家用車の工具等を活用して、救出救助活動を行う。また、火災が発生している場合は、可搬ポンプ又はスタンドパイプを用いて、消火栓等を使用した消火活動を実施する。

カ 地域拠点で得た情報のうち、地域内に周知が必要な情報については、地域内の掲示板、回覧板などを活用して市民への情報提供を行う。

③地域内学校拠点への人員配置と情報連絡

各学校の避難所運営連絡会又は委員会は、小・中学校の校門の開放、地域内の各学校拠点の被災状況や避難者の状況の把握等のため、地域内の消防団詰所から校門の鍵を預かり、それぞれの学校拠点に必要な人員を派遣し配置態勢をとり、地域内の防災拠点間の情報連絡態勢を確立する。

（2）地域の共助への支援（地域支援班、住民協議会）

市本部では、コミュニティ・センターを地域の共助の活動拠点と位置づけ、被災した市民の救出救助活動等における重要な施設とし、市職員の派遣等により密接な連携態勢をとって応急対策を実施する。また、住民協議会職員についても、地域の共助のための応急・復旧対策に協力する。

①地域拠点との情報連絡態勢

市は、地域拠点となる施設の被害状況や市民の避難の状況、また市本部の活動方針など必要な情報の共有を図るため、防災行政無線、電話（携帯電話、災害時優先電話）、インターネット通信、伝令等、あらゆる可能な手段を活用し情報連絡態勢を構築する。

②職員態勢

ア 住民協議会職員

勤務時間内に市内に震度5強以上の地震が発生した場合、住民協議会職員は、そのまま災害対策要員として来館者の安全確保、施設の被害状況調査、市本部との通信連絡、自主防本部を立ち上げる。

また、勤務時間外に市内に震度5強以上の地震が発生した場合は、ただちに各コミュニティ・センターに参集し初動業務に従事する。

イ 市職員

市本部は、本部長の指示により、地域支援班の職員を各コミュニティ・センターに派遣し、自主防本部の支援等、地域の共助の支援を行う。

③活動資機材等

地域内の応急・復旧対策活動に必要な資機材等については、地域内の防災倉庫から供出する。不足が生じる場合は、市本部が調整し、供出する。地域内の資機材等の配分が必要な場合には、自主防本部において配分を決定する。

3. 事業所による応急・復旧対策の実施

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
事業所	○事業所による応急・復旧対策の実施

3-2. 詳細な取組内容

(1) 事業所による応急・復旧対策の実施(事業所)

- ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、応急救護を行う。
- イ 出火防止、初期消火を速やかに実施する。
- ウ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- エ 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- オ 事業所での応急対応後、地域の消火活動、救出、救助活動を実施する。
- カ 初期消火で対応しきれない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化等の復旧対策を支援する。

[関係資料]

- ・ 資料 20101 「三鷹市自主防災組織連絡会要綱」
- ・ 資料 20102 「避難経路の候補」

第2章 安全な都市づくりの実現

【本章における対策の基本的な考え方】

災害に強い都市基盤整備の推進

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るため、被害を軽減し都市機能を維持するための災害に強い都市構造をもった燃え広がらないまち、安全に避難できるまち等にする必要がある。

防災都市空間の骨格でもある、都市軸（道路）や河川軸、緑と水の拠点等の緑と水の都市基盤を基礎に、まちの更新期をとらえてきめ細やかな地域のまちづくりを推進し、防災ブロックの形成や建物の不燃化など、点や線から面的にまちの防災性の向上を図る。

第2章 安全な都市づくりの実現

現在の到達状況と課題

- 面的な防災性の向上のため、「防災ブロック（まちづくりブロック）」の形成や建築物の不燃化、道路ネットワークの整備など、地域の防災機能の向上を図っていく必要がある。
- 延焼の拡大の防止や一時的な避難スペースの確保のため、河川、道路、農地などのオープンスペース等の整備・確保をする必要がある。
- ブロック塀等については、ブロック塀等の撤去のみに対する助成の新設や生け垣助成制度の要件を緩和するなど倒壊による被害を未然に防ぐための取組を進めている。
- 防災上重要な公共施設については、耐震化を完了している。今後は、老朽化対策やその他の公共施設の耐震化に順次取り組んでいく必要がある。
- 空き家については、平成30年度に市空き家等対策計画を策定し老朽化や管理不全の空き家等の適正管理に取り組んでいる。
- 住宅、建物の倒壊を防ぐため、旧耐震基準等により建てられた木造住宅の耐震化や老朽化マンション等の建替えを促進していく必要がある。
- 建物内の安全性の確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策を啓発する必要がある。
- 燃えないまちづくりを推進するため、建築物の不燃化に取り組む必要がある。
- 出火・延焼を抑制するため、各種防災訓練や啓発活動を通じて市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 大規模市街地火災に対応するため、消防水利の充実を図る必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

安全に暮らせる都市づくり

- 防災まちづくりの推進
- 崖、擁壁、ブロック塀等の安全対策
- 河川の整備
- 農地・農業用施設の安全対策
- 災害復旧の迅速化に向けた取組

建築物等の耐震化及び安全対策の促進

- 建築物等の耐震化及び安全対策の促進

出火、延焼等の防止

- 建築物の不燃化
- 出火、延焼等の防止
- 消防活動等の円滑化
- 危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化
- 危険物等の輸送の安全化

対策の方向性と目標

- ◆延焼火災の拡大を防止するため、都市計画道路等の幹線道路と沿道の不燃化建築物による延焼遮断帯で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」の形成を図る。
- ◆地震に関する地域危険度が高い地域については、建築物の不燃化や地区計画制度の活用による道路空間の充実など、防災性の向上を図るための取組を検討する。
- ◆老朽化が進んでいる公共施設については、防災拠点としてのあり方、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定めた市新都市再生ビジョンに基づき、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆建物の倒壊を防ぐため、老朽化した木造住宅やマンション等の耐震化、建替え等について啓発・支援を行いその推進を図る。
- ◆防火地域や準防火地域の指定区域の拡大、都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域の指定などにより、耐火性・防火性の高い建築物への建替え等を促進し、市街地の面的な防災性の向上を図る。
- ◆断水により消火栓が使用できない状況においても、必要な消火水を確保するため、防火水槽の設置や自然水利の利用など、震災時に活用が見込まれる消防水利を整備する。

～被害想定（多摩東部直下地震）～

被害項目	想定される被害
建物倒壊棟数（全壊）	最大 793 棟
建物焼失棟数（倒壊建物を含まない）	最大 1,519 棟

具体的な取組

《応急対策》

社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

○社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

危険物等の応急措置による危険防止

- 危険物等の応急措置による危険防止
- 危険物等輸送車両の応急対策
- 危険動物の逸走時対策

《復旧対策》

公共の安全確保、施設の本来機能の回復

○公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第1節 現在の到達状況と課題

1. 安全に暮らせる都市づくり

- 面的な防災性の向上のため、「防災ブロック（まちづくりブロック）」の形成や建築物の不燃化、道路ネットワークの整備など、地域の防災機能の向上を図っていく必要がある。
- 延焼の拡大の防止や一時的な避難スペースの確保のため、河川、道路、農地などのオープンスペース等の整備・確保をする必要がある。
- 多くの人が集まる三鷹駅前地区において防災空間を確保するため、密集化及び老朽化した建物の協同ビル化を図る必要がある。
- ブロック塀等については、ブロック塀等の撤去のみに対する助成の新設や生け垣助成制度の要件を緩和するなど倒壊による被害を未然に防ぐための取組を進めている。

2. 建築物等の耐震化及び安全対策の促進

- 防災上重要な公共施設については、耐震化を完了している。今後は、老朽化対策やその他の公共施設の耐震化に順次取り組んでいく必要がある。
- 空き家については、平成30年度に市空き家等対策計画を策定し老朽化や管理不全の空き家等の適正管理に取り組んでいる。
- 住宅、建物の倒壊を防ぐため、旧耐震基準等により建てられた木造住宅の耐震化や老朽化マンション等の建替えを促進していく必要がある。
- 建物内の安全性の確保を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止対策を啓発する必要がある。

3. 出火、延焼等の防止

- 燃えないまちづくりを推進するため、建築物の不燃化に取り組む必要がある。
- 出火・延焼を抑制するため、各種防災訓練や啓発活動を通じて市民の防災意識の向上を図る必要がある。
- 大規模市街地火災に対応するため、消防水利の充実を図る必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 安全に暮らせる都市づくり

- ◆延焼火災の拡大を防止するため、都市計画道路等の幹線道路と沿道の不燃化建築物による延焼遮断帯で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」の形成を図る。
- ◆地震に関する地域危険度が高い地域については、建築物の不燃化や地区計画制度の活用による道路空間の充実など、防災性の向上を図るための取組を検討する。
- ◆公園緑地の整備や農地の保全に取り組み、防災空間となるオープンスペースの確保を図る。
- ◆延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を推進するとともに、防災空間を道路や河川等の防災軸でつなげることで、防災ネットワークを構築する。
- ◆建築物が密集し、オープンスペースが不足する一方で、多くの人が集まる三鷹駅前地区においては、建物の協同ビル化を図ることにより、オープンスペースを確保するとともに、防災拠点となる広場の整備に向けて取組を進める。
- ◆ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、接道部緑化助成制度の充実を図り、道路に面したブロック塀の生け垣化や接道部緑化を促進する。

2. 建築物等の耐震化及び安全対策の促進

- ◆老朽化が進んでいる公共施設については、防災拠点としてのあり方、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定めた市新都市再生ビジョンに基づき、老朽化対策や建替え等を計画的に進める。
- ◆施設の改修等にあっては非構造部材の耐震化を図るなど、公共施設の耐震化を促進する。
- ◆建物の倒壊を防ぐため、老朽化した木造住宅やマンション等の耐震化、建替え等について啓発・支援を行いその推進を図る。
- ◆空き家対策や都マンション条例に基づく取組等により、空き家や分譲マンションの適正な管理や建替え等を促進する。

3. 出火、延焼等の防止

- ◆防火地域や準防火地域の指定区域の拡大、都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域の指定などにより、耐火性・防火性の高い建築物への建替え等を促進し、市街地の面的な防災性の向上を図る。
- ◆初期消火設備の配置など地域の初期消火体制の強化を図る。
- ◆断水により消火栓が使用できない状況においても、必要な消火水を確保するため、防火水槽の設置や自然水利の利用など、震災時に活用が見込まれる消防水利を整備する。
- ◆市の補助制度の活用や市まちづくり条例に基づく開発事業の指導により、集合住宅等の建築にあわせて防火貯水槽の設置を指導するなど、消防水利の確保・充足区域の拡大を図る。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|-------------------|
| 1 | 安全に暮らせる都市づくり |
| 2 | 建築物等の耐震化及び安全対策の促進 |
| 3 | 出火・延焼等の防止 |

1. 安全に暮らせる都市づくり

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○防災まちづくりの推進 ○崖、擁壁、ブロック塀等の安全対策 ○河川の整備 ○農地・農業用施設の安全対策 ○災害復旧の迅速化に向けた取組
都都市整備局	○地域特性に応じた防災都市づくりを推進 ○防災都市づくりに資する事業等の推進 ○都市空間の確保 ○公園の整備の推進 ○緑地・農地の保全 ○がけ・擁壁等、ブロック塀等の安全化 ○宅地の安全化
都建設局	○道路の整備 ○都立公園の整備 ○河川等の整備 ○ハード対策（土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策） ○土砂法に基づくソフト対策
都産業労働局	○農地の防災機能の強化
都環境局	○保全地域の急傾斜地崩壊対策
都各局	○ブロック塀等の安全化
警視庁	○高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
東京消防庁	○高層建築物等に係る防火安全対策に基づく指導 ○関係事業所に対する対策の指導
市、指定確認検査機関	○建築基準法に基づく完了検査や特定建築物定期報告制度等を通じた高層建築物の安全性の確保

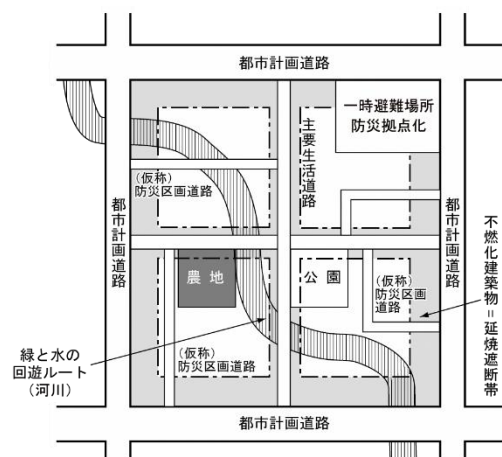
1-2. 詳細な取組内容

（1）防災まちづくりの推進（総務部、都市整備部、都市再生部）（資料 20201・20202）

①災害時でも生活圏の安全が確保できるまちづくり

ア 防災ブロック（まちづくりブロック）の形成

災害時に大きな被害をもたらす延焼火災を防止するために、都市計画道路などの幹線道路で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」を形成し、延焼遮断帯や避難ルート等を確保する。また、震災時の危険性解消の取組の必要性について、全市域の調査・検討を行い、周囲の都市計画道路や主要生活道路、これらの道路における延焼遮断機能、避難や消火・救助活動を補完する（仮称）防災区画道路の整備、防災ブロック（まちづくりブロック）内の防災拠点・避難拠点等の必要性を検証し、震災時等の防災性向上に取り組む。



■防災ブロック（まちづくりブロック）のイメージ

イ 防災性向上のための調査検討

地震に関する地域危険度が高い地域について、改めて調査を行うとともに、新たな防火規制区域の指定、必要となる延焼遮断帯、（仮称）防災区画道路の拡幅整備を誘導する地区計画や狭小宅地開発の防止策など、面的な防災性の向上を図るための対策の検討を行う。

ウ オープンスペースの確保

河川、道路、農地など、都市におけるオープンスペースを防災空間として活用していくため、集合住宅等を建設する事業者に対して、市まちづくり条例に基づく環境配慮基準などにより、オープンスペースの確保を図る。特に、三鷹駅前周辺については、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業において、オープンスペースの確保に努める。

②防災まちづくりの重点地区

ア 防災まちづくりゾーン

（ア）位置づけ

令和2年3月に策定した市土地利用総合計画の中では、まちづくりのゾーニングとして市内を20のゾーンに分けて今後の土地利用のあり方を明らかにしている。その中で市内の「震災時の危険性解消の必要性を検討する区域」として、上連雀地域の一部と井の頭地域などを防災まちづくりゾーンとして指定し今後の整備推進の方向性を明らかにしている。

これらの地区は、火災危険度の高い地域とされている地区を含む区域でもあり、今後、木造住宅密集地域整備事業、生活道路及び都市計画道路の整備など重点的にまちづくりを進めるべき地区として、その推進を図っていく。

（イ）上連雀地域

a 地域の特徴

本地区は木造住宅の密集地で、本市の中では焼失危険度の高い地域とされている。また、避難場所の数が少なく、広域避難場所までも距離があるため、防災ブロックの形成が重要となる。

b 防災ブロックの形成

地区北側のJR中央線及び東側の三鷹都市計画道路3・4・17号（三鷹通り）、西側の三鷹都市計画道路3・2・6号（調布保谷線）は十分に延焼遮断帯としての役割を果たすものといえる。

南側の三鷹都市計画道路3・4・7号（連雀通り）は道路幅員が狭く、拡幅が望まれる。

c 防災街区（ミニブロック）の形成

現状では道路幅員8メートルを確保できる新道北通りの北側と南側でミニブロックが形成されている。今後は、幅員16メートルで計画されている三鷹都市計画道路3・4・8号、3・4・9号、及び緑と水の回遊ルート仙川上連雀エリアのせせらぎ遊歩道化が実現することで、防災ブロック化（ミニブロック化）が進展する。

(ウ) 井の頭地域

a 地域の特徴

本地区は井の頭恩賜公園を有し、玉川上水（緑道）、神田川（遊歩道含む。）と周辺部こそ防災ブロックとなり得る空間に囲まれているが、内側の市街地は狭あい道路が多く木造住宅の密集地域で、焼失危険度の高い地域である。

b まちづくりの方向性

防災対策上、長期的には都市計画道路の整備が望まれるが、当面、既存道路の拡幅、隅切り等の交通安全事業等により災害時の活動困難度の改善に努めるとともに災害に強い道づくりを推進する。

更に、外縁部には緑が多いものの、地区内には一時避難場所や農地など、災害時に活用できるオープンスペースが不足しているため、避難場所として活用できるオープンスペースの確保を図る。

c その他の取組

まちづくりの推進には、地元の協力と長い時間を要するが、地区の特性をふまえると、火を出さないまちづくりのための徹底した意識啓発活動や訓練を行うことが望まれる。

また、初期消火活動を徹底するため、スタンドパイプ等の消防活動資機材の設置や街頭消火器の増設等の施策を積極的に進めていく。

イ 再開発地区

都市の再開発は、災害対策上の課題（まちづくりや人の流れ）に対し、再開発を通して災害に強い都市への転換を図るという点も大きな目的の一つである。

現在、三鷹市においては三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業を進めており、建物の協同ビル化を図ることで、オープンスペースを確保するとともに、防災拠点となる広場の整備に向けた取組を進めるなど再開発事業の中で防災都市づくりを進める。

（2）崖、擁壁、ブロック塀等の安全対策（総務部、都市整備部）

① 崖、擁壁等の安全対策

ア 建築基準法及び都建築安全条例に基づく指導

崖地に新たに建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法に規定されている技術基準及び都建築安全条例に基づき指導を行う。

イ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都の規制及び指導に対する協力（資料 20203）

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく、宅地造成等工事規制区域については、この地域で施行される宅地造成等に関する工事に対し、法の定める技術基準を確保するよう、宅地の巡視点検、工事状

況報告の聴取など、危険な宅地について必要な勧告、改善命令、監督処分等の指導を行う都に協力し、災害の防止を図る。

ウ 急傾斜地等の安全対策（資料 20204）

土砂法に基づく土砂災害警戒区域等については、ハザードマップによる情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難方法について周知徹底を図る。

②ブロック塀等の安全化

ア 建築基準法の規定に基づく指導

倒壊の危険性や対策の必要なものについては、必要な補強を行うよう改善指導を行うとともに、新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導する。

イ ブロック塀等の緑化の推進

道路に面した場所の緑化、既存ブロック塀等の緑化への転換に対して費用の助成を行っていることから、広報みたか等により当該助成制度を周知する。

ウ ブロック塀等の改善指導

建築物防災週間や建築確認時等の機会を捉え、ブロック塀等の倒壊による危険性や対策の必要性について啓発し、改善指導を行う。

（3）河川の整備（都市整備部）

市緑と水の基本計画では、野川、仙川、玉川上水、神田川などの水系を河川軸として位置づけている。河川そのものだけでなく、沿線緑地の確保や整備、遊歩道の整備、橋梁の架替え事業等、三鷹市の緑と水の軸線、まちづくりの柱として関係機関と連携し整備を促進していくものとしている。

これらは沿線の緑地帯も含め、震災時に都市の防災軸となり得る存在である。

この緑と水の軸線の整備に当たっては、これまでも防災的視点に立った取組が成されてきたところであるが、今後は土地利用上の延焼遮断効果のみならず、その機能面を生かし、河川等の消防用水としての利用、遊歩道の避難路としての活用等、防災軸としての役割が果たせるようその取組を強化していく。

（4）農地・農業用施設の安全対策（都市整備部、農業委員会）

農地は、安全で新鮮な農作物の確保、緑と水の提供、災害時の防災拠点等多面的で公益的な役割を担っている。

市街化が進み、住宅などが隣接する農地については、都市農業振興基本法及び市農業振興計画の中で、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、良好な住環境の維持、都市における自然環境の保全、緊急時の避難場所等の防災機能などとして、都市農地、都市農業を大切な資源として位置付けているところである。生産緑地制度等を活用し、都市農地の保全・活用施策をすすめることで、オープンスペースの確保を図る。

（5）災害復旧の迅速化に向けた取組（都市整備部、都市再生部）

災害の発生にともない、土地の形状が変わってしまうことに備えて、境界を正確に復元し、復旧活動（復旧計画の策定や換地事務等）に迅速にとりかかるために、国及び東京都と調整を図りつつ、地籍調

査の実施等を推進する。

2. 建築物等の耐震化及び安全対策の促進

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○建築物等の耐震化及び安全対策の促進
東京消防庁	○エレベーター閉じ込め事故からの救出体制の構築 ○家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント、講習会の実施等による普及・啓発 ○関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知 ○長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
都総務局	○公共建築物等応急危険度判定部会に関する要綱の整備
都都市整備局	○都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進 ○エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築 ○建築物の天井等の落下防止対策を推進 ○屋外広告物に対する規制 ○応急危険度判定の講習等を実施
都住宅政策本部	○都耐震改修促進計画に基づく、民間建築物等の耐震化促進 ○都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進
都主税局	○税制面での耐震化支援
都財務局	○都各局が実施する応急危険度判定を支援する体制を整備 ○応急危険度判定の講習等を実施
都福祉局	○社会福祉施設等の耐震化
都保健医療局	○東京都災害拠点病院の耐震化
都生活文化スポーツ局	○美術品等の落下・転倒防止対策の推進
都教育庁	○文化財所在リストを整備 ○都立学校における安全確保のための体制整備と区市町村との協力体制の調整
都各局	○公共建築物等の耐震化 ○都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ○都保有施設におけるオフィス家具類転倒・落下・移動防止対策の推進 ○関係機関等への家具類転倒・落下・移動防止対策の協力要請 ○都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発 ○都立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備
国土交通省、総務省、都市再生機構	○専門技術者向けの手引及び住民啓発用パンフレットの作成・普及
日本エレベーター協会	○民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○都と連携したエレベーター閉じ込めの救出体制の構築 ○協会加盟各社による全国からの応援体制の構築

所有者、管理者	○定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施 ○消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○文化財防災点検表を作成
社会公共施設の管理者	○所管する社会公共施設が被災した場合に備え、必要に応じて応急危険度判定の実施方法を確保

2-2. 詳細な取組内容

(1)建築物等の耐震化及び安全対策の促進(総務部、スポーツと文化部、都市整備部、都市再生部、消防署)

①建築物等の安全対策

ア 耐震改修促進計画の推進

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等を計画的かつ総合的に推進するため、耐震改修促進法に基づき策定した市耐震改修促進計画の推進により、市内の建築物の耐震化を促進する。

イ 公共施設等の防災拠点の強化

老朽化が進んでいる公共施設については、防災拠点としてのあり方、建替え・改修の基本的な方針及び優先順位等を定めた市新都市再生ビジョンに基づき、老朽化対策や建替え等を計画的に進めるとともに、施設の改修等にあわせて非構造部材（外装、窓、天井、設備機器等）の耐震化を図るなど、地域における防災拠点を強化する。

ウ 民間建築物対策

民間建築物の耐震診断や耐震補強等、耐震化の推進は、所有者又は使用者が行うことを原則としつつ、市としても、次のような支援及び対策を行っていく。

- (7) 建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう情報提供、耐震相談などの支援を行う。
- (4) 耐震化の促進を図るため、平成12年5月31日以前に着工された建築物に対し、木造住宅耐震化助成制度（耐震診断助成及び耐震改修助成事業）の活用により耐震化を促進する。
- (9) 老朽化マンション等の建替えについては、管理組合等に対して専門家によるセミナー開催や都条例に基づく管理状況届出制度等の取組により、適正な管理や建替え等を促進する。また、空き家等については、市空き家等対策計画に基づき、専門家団体等と連携して対策を進める。
- (5) 新たに建築される住宅・建築物については、現行の構造基準に従って適切に設計及び施工が行われるよう、建築基準法に基づく建築確認、中間検査及び完了検査の実施を徹底する。

エ 高層建築物への指導

高層建築物については、消防上の見地からは、収容人員が多いこと、建物が高いことなどから、地震時の避難及び消防活動に多くの困難が予測される。建築の際は、市まちづくり条例等に基づき防災力を資する建築物となるよう指導する。

消防署は、総合的な防災対策の推進、家具の不燃化の促進、高層部分の都市ガス使用規制等の安全措置を講ずるよう指導促進する。更に、火災予防条例に基づく喫煙規制を推進し、査察を強化して関係者の防災意識の高揚を図っていく。

②エレベーター対策

市庁舎については、地震を感知すると停止する機能等を備えていることから、適正な維持管理を推進す

る。

市は、各コミュニティ・センター等の市施設や、震災時にけが人等を収容する市内の病院、要配慮者を収容する福祉施設、多数の人が利用する大規模集客施設などについて、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上させる。また、他の施設についても、老朽化にあわせて計画的に改修するとともに、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で運転装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全性を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄り階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

民間施設については、地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図るため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、都と連携して広く市民・事業者等に普及啓発する。

また、エレベーター会社では、地震停止のエレベーターについて、保守要員による点検を要しないで仮復旧できる自動診断仮復旧システムを開発中である。市は、今後の開発状況を見ながら、防災上重要な市施設については、必要に応じて本システムの設置を検討する。また民間施設に対しても、都及び一般社団法人日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。

③落下物等の防止

ア 天井等の落下防止対策

天井等非構造部材の落下防止対策は、主として建築基準法第20条及び建築基準法施行令第39条等により基準を定めている。

市は、都と連携して、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告等の機会を活用して、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

イ 屋外広告物に対する規制

広告塔や看板等の屋外広告物の中には、地震時に脱落し、被害をもたらすものがあることも予想される。

このため、都及び市は、都屋外広告物条例、道路法及び建築基準法に基づき、設置の許可申請時及び設置後の許可更新時に、広告物の点検及び確認を義務付けている。

ウ 家具等の転倒・落下・移動の防止対策

(ア) 市の対策

市は、一般市民を対象に意識の啓発やPRに努めるとともに各自主防とも連携しながら、家具の転倒防止器具等の普及に努める。

また、市施設においては、事務室内のキャビネット等の転倒防止対策を徹底し、職員の安全対策、通常業務の継続、応急対策スペースの確保等を図る。

(イ) 三鷹消防署の対策

消防署は、「家具類の転倒・落下防止対策ハンドブック」の内容を防災指導、消防計画等に活用し、転倒防止対策の普及・啓発を図る。

④指定文化財等の安全対策

都、市指定文化財及び国登録文化財について、必要に応じて耐震診断を行う。また、診断の結果に基づき、文化財的な価値を損なわないように耐震性の向上措置を行うとともに、民間建築物については、必要経費の一部助成を図る。

消防署は、関係機関と連携した総合的な消防訓練を実施する。

3. 出火、延焼等の防止

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○建築物の不燃化 ○出火、延焼等の防止 ○消防活動等の円滑化 ○危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化 ○危険物等の輸送の安全化
都環境局	○液化石油ガス消費施設の安全化 ○火薬類保管施設の安全化 ○高圧ガス取扱施設の安全性確保 ○化学物質取扱施設の安全性向上 ○PCB 保管事業者の明確化 ○石綿飛散防止について都民、作業員、ボランティア等への広報 ○高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 ○高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 ○高圧ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
都保健医療局	○ラジオ・アイソトープ管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。 ○危険物等の輸送について法令基準に適合するよう指導取締りの実施
都各局	○消防水利の整備 ○消防活動路の確保
都生活文化スポーツ局、都保健医療局、都教育庁	○毒物・劇物による危害未然防止
都総務局、都保健医療局、都	○監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議

産業労働局	
東京消防庁	○消防水利の整備 ○消防活動路の確保 ○消火活動が困難な地域への対策 ○火気使用設備・器具の安全化 ○電気設備等の安全化 ○その他出火防止のための査察・指導 ○事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 ○石油等危険物施設の安全化 ○タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 ○イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁	○危険物等運搬車両の通行路線の検討 ○危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進

3-2. 詳細な取組内容

（1）建築物の不燃化（都市整備部、都市再生部）

都建築安全条例に基づく防火規制の指定による建築物の不燃化の促進を図る。また、防火地域や準防火地域の指定区域の拡大を行うなど、市街地の不燃化を促進し、面的な防災性の向上を図る。

（2）出火、延焼等の防止（総務部、都市整備部、都市再生部、消防署、消防団、自主防、事業所）

①出火の防止

ア 市や自主防における取組

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、自主防等とも連携しながら住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、訓練消火器等の指導用資機材を活用し、実践的な出火防止訓練を通じて住民の防災行動力の向上を図る。

また、発災直後の出火以外にも、数日後の電気復旧による通電火災を防止するための市民への指導・啓発を行っていく。

イ 消防署における取組

（ア）火気使用設備・器具の安全化

火気設備・器具の安全化について、都火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具類の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。

電気設備等の耐震化を指導するとともに、感震機能付き分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業所等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について、立入検査等において指導する。また、その他の事業所や一般住宅についても立入検査や防火診断を通じた同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

各事業所に対し、都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成事業所に

対し作成を指導する。

発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を推進する。

(イ) 石油等危険物施設の安全化

危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、従来から査察や業界に対する集合教育等により安全化を推進するとともに、これらの施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化などにより出火防止や流出防止対策、適正な貯蔵取扱いの指導を推進する。

(ウ) 住宅用火災警報器の設置促進

都火災予防条例の規定により平成 22 年 4 月 1 日（新設住宅については平成 18 年 6 月 1 日）から住宅用火災警報器の設置が義務化されたため、全ての住宅に設置促進を図る。

ウ 事業所における取組

(ア) 化学薬品の安全化

地震時における危険物、化学薬品等からの出火は、出火原因の中で大きな比率を占めている。東京消防庁では、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約 6,000 種類の組み合わせによる出火性の予測評価を行い、より具体的な安全対策を推進している。

また、化学薬品の安全化については化学薬品を取扱う学校、病院、研究所等の立入検査を定期的実施し、これらの保管の適正化を指導するとともに、事業所に対しては実態調査を行うことにより、個別的、具体的な安全対策を推進している。

(イ) 電気設備等の安全化対策の強化

現在、市内に設置されている変電設備、自家発電設備、蓄電池設備は都火災予防条例により出火危険の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検整備を義務付けているところである。このため、各種電気設備の耐震化及び不燃化を更に強力に推進するとともに、関係各機関で検討が行われている安全対策基準の検討結果に基づく対策の推進を図るなど出火防止等の安全を強化する。

②初期消火体制の強化

ア 初期消火資機材等の普及・運用

(ア) 街頭消火器の配備（資料 20205）

市は、震災時における火災防止対策の一環として初期消火体制を促進するため、道路沿いを対象に赤い格納箱に入れた街頭消火器の地域配備を進め、原則として 120 メートルに 1 箇所の間隔で設置している。設置した街頭消火器は、各地域の自主防と協力して整備を進め、維持管理に努めている。

(イ) 家庭、事業所等への普及

震災時における同時多発火災を防止するためには、家庭や事業所等における出火防止とともに初期消火が重要である。

一般家庭に対しては、各家庭における消火器の配備、防災訓練、集会、地域防災マップ等による街頭消火器の設置場所等について積極的に周知するとともに、各自主防を通じて初期消火資機材等のあつせんを継続する。

（ウ）消火用資機材の配備及び運用（資料 20206・20207）

震災時における消火栓や排水栓を活用した消火活動を想定したスタンドパイプ等の消火用資機材について配備の拡充を進めるとともに、それらの運用訓練を実施していく。

また、阪神・淡路大震災における同時多発火災の教訓や狭あいな道路の多い市内の道路事情などをふまえ、市では市内7地区の自主防に可搬式消防ポンプを配備している。

各自主防では市民消火隊の編成や、ポンプの運用訓練等を進めており、今後もこうした可搬式ポンプを使いこなせる人材の養成を図りながら順次その強化を図っていく。

イ 消防用設備等の適正化指導

消防署は、防火対象物に設置される消防用設備等について、地震時においても十分にその機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう、耐震措置の実施について更に指導を行う。

（3）消防活動等の円滑化（総務部、都市整備部、都市再生部、消防署、消防団）

①消防水利の整備

市は、地震時に上水道が破損し、断水により消火栓が使用できない状況においても、必要な消火水を確保するため、防火水槽の設置や自然水利の利用など、震災時に活用が見込まれる消防水利を整備する。

なお、消防水利の整備は、「三鷹市の消防水利の整備等に関する協定書」に基づき、三鷹消防署と連携して実施する。

ア 市が公共施設を整備するときには、防火水槽等の設置に努める。

イ 民間事業者が開発事業を行う場合には、市まちづくり条例及び市開発事業に関する指導要綱に基づき、防火水槽等の設置を促進する。

なお、防火水槽等の設置に際しては、市消防水利開発補助金交付要綱に基づく助成制度を活用し、設置を促進する。

ウ 河川や池などの自然水利を消防水利として指定し、巨大水利の確保に努める。

エ 防火水槽の鉄蓋は、自主防を始めとした市民でも開放しやすい省力開放型の整備に努める。

オ 消火栓のほか、必要な水量を得られる排水栓についても積極的に消防水利に指定する。

②消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想されることから、消防活動路を確保するため、次の対策の推進を図る。

ア 消防力の整備と合わせ、道路啓開用特殊資機材の検討や防災関係機関等との連携訓練の促進を図る。

イ 消防活動に必要な幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討する。

ウ 震災時における消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

③消防活動困難区域の解消

震災時には路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊並びに木造住宅の密集により消防車両等の通行が著しく制約され、また断水のため消火栓の使用が不能となるなど、消防活動が阻害されることが予想される。

このため、道路の拡幅、防火水槽等の充実、消防団の活動態勢の充実等の施策を推進するとともに、東

京消防庁が行った地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果に基づき、都市基盤整備事業等を通じて消防活動困難区域の解消に努める。

（４）危険物施設、毒物・劇物取扱施設等の安全化（生活環境部、警察署、消防署、保健所・都保健医療局）

危険物施設、毒物・劇物取扱施設等に対しては、従来から高压ガス保安法、液化石油ガス保安法、毒物及び劇物取締法及び放射性同位元素等規制法等に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい規制及び指導を行ってきた。

以下の取扱施設について、引き続き立入検査の実施や安全対策の指導等により安全性の確保に努める。

①石油类等危険物施設の安全化〔消防署〕

〔資料編〕 資料 20208 参照

②毒物・劇物取扱施設の安全化〔消防署、保健所・都保健医療局〕

〔資料編〕 資料 20209 参照

③放射線等使用施設の安全化〔消防署、保健所・都保健医療局〕

〔資料編〕 資料 20210 参照

（５）危険物等の輸送の安全化（警察署、消防署）

〔資料編〕 資料 20211 参照

第2 応急対策

《対策一覧》

- | |
|-------------------------|
| 1 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止 |
| 2 危険物等の応急措置による危険防止 |

1. 社会公共施設等の応急対策による二次災害防止

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、都市復旧班、建築物班）	○社会公共施設等の応急対策による二次災害防止
都建設局	○砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
都環境局	○保全地域の急傾斜地崩壊防止施設における、応急措置及び応急復旧対策の実施
都各局	○都立及び区市町村立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施 ○社会公共施設等について、状況に応じて必要な措置をとる。
社会公共施設の管理者	○所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○判定が困難な場合、都又は区市町村に判定実施の支援要請 ○社会公共施設について、状況に応じて必要な措置をとる。

1-2. 詳細な取組内容

（1）社会公共施設等の応急対策による二次災害防止（指令情報班、都市復旧班、建築物班、各施設管理者）

①河川施設の応急対策

河川施設が地震により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

②社会公共施設等の応急対策

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすため、これらの施設が被災した場合には応急・復旧措置を速やかに行うよう努める。

③土砂災害防止施設等の応急対策

ア 土砂災害の発生を認めた場合には、速やかに東京都に報告する。

イ 土砂災害が発生する恐れがある場合には、土砂災害警戒区域など土砂災害の発生危険が高いエリア内の要配慮者利用施設に連絡するとともに、必要に応じて、避難指示の発令や避難誘導など必要な避難対策を実施する。

なお、地震発生前後に降雨を伴う場合には、土砂災害が起こりやすい状況になることに配慮する

2. 危険物等の応急措置による危険防止

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、環境衛生班）	○危険物等の応急措置による危険防止 ○危険物輸送車両等の応急対策 ○危険動物の逸走時対策
東京消防庁	○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、石油等危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○石油等危険物施設について、必要に応じて、応急措置命令等を実施 ○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難指示等及びその後の市への通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施 ○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請
都環境局	○液化石油ガス消費施設等に係る事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○液化石油ガス消費施設等について、被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○液化石油ガス消費施設等について、被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○安全維持のため必要な場合は、液化石油ガス消費施設等に係る販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示 ○火薬類保管施設について、危険防止措置を指導 ○火薬類保管施設について、必要に応じて緊急措置命令等を実施 ○化学物質対策について市と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○市との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告 ○都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ○協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施
都保健医療局	○毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ○毒物・劇物取扱施設について、災害情報の収集、伝達 ○ラジオ・アイソトープ使用医療施設での被害が発生した場合、ラジオ・アイソトープ管理測定班を編成し、必要な措置を実施 ○危険動物に係る情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都下水道局	○下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○毒物・劇物取扱施設について、災害情報の収集、伝達
都教育庁	○あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導
都産業労働局	○産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導

警視庁	○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○市長からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導
関東東北産業保安監督部	○火薬類保管施設について、危険防止措置の監督又は指導 ○火薬類保管施設について、必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	○石油等危険物施設等について、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス地域防災協議会	○高圧ガス取扱施設について、災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	○出動要請を受けて応援出動
建築物所有者等	○建築物等の倒壊・損壊に伴う石綿飛散・ばく露防止の応急措置を実施

2-2. 詳細な取組内容

（1）危険物等の応急措置による危険防止（指令情報班、警察署、消防署）

事故時には必要に応じて次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示等
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

①石油类等危険物施設の応急措置[消防署]

[資料編] 資料 20208 参照

②高圧ガス取扱施設の応急措置[消防署]

[資料編] 資料 20212 参照

③毒物・劇物取扱施設の応急措置[消防署、保健所・保健医療局]

[資料編] 資料 20209 参照

④放射線等使用施設の応急措置[消防署、保健所・保健医療局]

[資料編] 資料 20210 参照

（2）危険物輸送車両等の応急対策（指令情報班、警察署、消防署）（資料 20211）

事故時には必要に応じて次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示等
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

（3）危険動物の逃走時対策（環境衛生班、都保健医療局、警察署、消防署）（資料 20213）

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逃走の通報があった場合は、各機関と協力し、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

また、事故時には必要に応じて次の措置を実施する。

- ・住民に対する避難指示等
- ・住民の避難誘導
- ・避難所の開設、避難住民の保護
- ・情報提供、関係機関との連絡

第3 復旧対策

《対策一覧》

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1. 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班、建築物班、学校避難所班、避難支援班）	○公共の安全確保、施設の本来機能の回復
都各局	○施設の被害状況を調査し、復旧を実施
各施設の管理者	○施設の被害状況を調査し、復旧を実施

1-2. 詳細な取組内容

（1）公共の安全確保、施設の本来機能の回復（都市復旧班、建築物班、学校避難所班、避難支援班、各施設管理者）

①社会公共施設等の復旧

ア 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、市教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

イ 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

ウ 文化施設

災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

②二次的な土砂災害防止対策

市は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

〔関係資料〕

- ・資料 20201「三鷹市都市計画道路網図」
- ・資料 20202「市内における主な防災に係る都市計画」
- ・資料 20203「宅地造成等工事規制区域の現況」
- ・資料 20204「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の現況」
- ・資料 20205「街頭消火器設置状況」

- ・資料 20206「消火栓等を用いた初期消火及び応急給水用資機材配備場所」
- ・資料 20207「可搬式消防ポンプ配備場所」
- ・資料 20208「石油類等危険物施設の震災対策」
- ・資料 20209「毒物・劇物取扱施設の震災対策」
- ・資料 20210「放射線等使用施設の震災対策」
- ・資料 20211「危険物等の輸送の震災対策」
- ・資料 20212「高圧ガス取扱施設の震災対策」
- ・資料 20213「危険動物の逸走時対策」

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

【本章における対策の基本的な考え方】

【交通ネットワークとライフラインの確保による都市機能の維持】

都市の活動を支える基盤として道路などの交通ネットワークとライフライン等は、重要な役割を担っていることから、発災時や発災後についてもその機能の確保が必要である。

発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためにも、ライフラインの機能確保及び施設の継続性を高めるための対策の推進を図る。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

現在の到達状況と課題

- 狭あい道路拡幅整備事業の実施による生活道路の拡幅や橋梁の改修を実施し、災害に強い道づくりを進めている。
- 道路空間の防災化や緊急輸送道路の機能確保、橋梁の安全性確保、無電柱化を図る必要がある。
- 大震災時の交通規制や障害物等による道路閉塞を防ぐため、緊急交通路等の周知や緊急道路障害物除去路線の指定等を実施する必要がある。
- 公用車や協力団体の車両について、緊急通行車両等の事前届出を行っている（約300台）。
- ライフライン機能確保のため、ライフライン施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関及び民間企業との協力体制を充実する必要がある。
- 通信手段を確保するため、通信設備及び付帯設備の防災設計を拡充するとともに、通信施設が被災した際の応急通信の確保を図る必要がある。また、市とライフライン機関相互のホットライン通信体制を確立する必要がある。
- 電力供給を維持するため、電力の安定供給方策及び停電発生時の停電早期解消方法の強化を図る必要がある。
- 市本部や避難所等の防災拠点における停電対策の強化を図る必要があるとともに、集合住宅等における非常用電源の確保や事業所等における再生可能エネルギーの導入を誘導する必要がある。
- ガス事業者による予防措置又はマイコンメーターによるガスの自動遮断により、ガス供給が広い範囲で停止する可能性がある。

具体的な取組

《予防対策》

道路・橋梁

- 災害に強い道づくり
- 緊急道路障害物除去路線の選定
- 車両の確保

水道・下水道

- 断水に備えた対策及び市民への啓発
- 下水道施設の災害予防

電気・ガス・通信等

- 電気施設の予防対策
- ライフライン供給停止対策

対策の方向性と目標

- ◆道路空間の防災化と避難路の確保、緊急輸送道路の機能確保、市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の安全性の確保等、災害に強い道づくりを推進する。
- ◆幹線道路等のネットワークの構築、橋梁の耐震化、無電柱化等を促進し、物流の維持や燃料供給ルートの確保を図る。
- ◆ライフライン施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関及び民間企業との協力体制を充実させる。
- ◆市本部や避難所等の防災拠点において、自立・分散型電源の設置等により停電対策の強化を図る。
- ◆ガス事業者による予防措置又はマイコンメーターによるガスの自動遮断によりガス供給が停止されることがあることについて、これらの仕組みと復旧方法について、総合防災訓練等においてガス事業者と連携しながら啓発を行う。
- ◆市とライフライン関係機関相互のホットライン通信体制を確立し、連携強化を図る。

～被害想定（多摩東部直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
上水道断水率	最大 18.9%	停電率	最大 7.5%
下水道管きょ被害率	最大 4.1%	低圧ガス供給停止率	最大 98.7%

具体的な取組

＜応急・復旧対策＞

道路・橋梁

- 交通規制
- 緊急道路障害物の除去
- 災害対策用車両の確保
- 道路・橋梁の応急・復旧対策

電気・ガス・通信等

- 電気施設の応急・復旧対策
- ガス施設の応急・復旧対策
- 通信施設の応急・復旧対策

水道・下水道

- 水道施設の応急対策
- 水道施設の復旧対策
- 下水道施設の応急対策
- 下水道施設の復旧対策

第1節 現在の到達状況と課題

1. 道路・橋梁

- 狭あい道路拡幅整備事業の実施による生活道路の拡幅や橋梁の改修を実施し、災害に強い道づくりを進めている。
- 道路空間の防災化や緊急輸送道路の機能確保、橋梁の安全性確保、無電柱化を図る必要がある。
- 大震災時の交通規制や障害物等による道路閉塞を防ぐため、緊急交通路等の周知や緊急道路障害物除去路線の指定等を実施する必要がある。
- 公用車や協力団体の車両について、緊急通行車両等の事前届出を行っている（約300台）。

2. 水道・下水道及び電気・ガス・通信等

- ライフライン機能確保のため、ライフライン施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関及び民間企業との協力体制を充実する必要がある。
- 通信手段を確保するため、通信設備及び付帯設備の防災設計を拡充するとともに、通信施設が被災した際の応急通信の確保を図る必要がある。また、市とライフライン機関相互のホットライン通信体制を確立する必要がある。
- 電力供給を維持するため、電力の安定供給方策及び停電発生時の停電早期解消方法の強化を図る必要がある。
- 市本部や避難所等の防災拠点における停電対策の強化を図る必要があるとともに、集合住宅等における非常用電源の確保や事業所等における再生可能エネルギーの導入を誘導する必要がある。
- ガス事業者による予防措置又はマイコンメーターによるガスの自動遮断により、ガス供給が広い範囲で停止する可能性がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 道路・橋梁

- ◆道路空間の防災化と避難路の確保、緊急輸送道路の機能確保、市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の安全性の確保等、災害に強い道づくりを推進する。
- ◆関連機関・団体との連携強化、訓練の充実を推進し、発災後の迅速な緊急輸送道路の啓開を図る。
- ◆道路ネットワークの構築や狭あい道路の解消を行い、避難や救助・消火活動が困難な地域の防災機能の向上を図る。
- ◆幹線道路等のネットワークの構築、橋梁の耐震化、無電柱化等を促進し、物流の維持や燃料供給ルート確保を図る。
- ◆大震災時の交通規制や障害物等による道路閉塞に備え、緊急交通路等の周知や緊急道路障害物除去路線の指定等を実施する体制を構築する。
- ◆交通規制とともに、優先して緊急道路障害物除去路線の障害物除去を行い、緊急車両等の通行路を確保する体制を構築する。
- ◆緊急通行車両等の事前届出を、公用車のほか、協力団体の車両についても事前に行う。

2. 水道・下水道及び電気・ガス・通信等

- ◆ライフライン施設の耐震化や災害対策を管理者と連携して促進するほか、関係機関及び民間企業との協力体制を充実させる。
- ◆下水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の機能向上・耐震化などを推進する。
- ◆飲料水及び消火用水の確保ため、施設の耐震化等を推進する。
- ◆災害時の応急給水活動を行うため、東京都や関係機関との連携を強化する。
- ◆電力の安定供給方策及び停電発生時の停電早期解消方法の強化を図る。
- ◆市本部や避難所等の防災拠点において、自立・分散型電源の設置等により停電対策の強化を図る。
- ◆電柱の倒壊等による電力の供給防止を防ぐため、無電柱化を促進する。
- ◆集合住宅の建設にあたり停電時のための非常用電源の確保を誘導するとともに、事業所等における自立・分散型電源及び再生可能エネルギーの導入を促進する。
- ◆ガス事業者による予防措置又はマイコンメーターによるガスの自動遮断によりガス供給が停止されることがあることについて、これらの仕組みと復旧方法について、総合防災訓練等においてガス事業者と連携しながら啓発を行う。

【通信インフラの確保】

- ◆通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を拡充するとともに、通信施設が被災した際の応急通信の確保を図る。
- ◆市とライフライン関係機関相互のホットライン通信体制を確立し、連携強化を図る。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | | |
|---|-----------|
| 1 | 道路・橋梁 |
| 2 | 水道・下水道 |
| 3 | 電気・ガス・通信等 |

1. 道路・橋梁

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○災害に強い道づくり ○緊急道路障害物除去路線の選定 ○車両の確保
都建設局	○外環など首都圏三環状道路の整備を促進するとともに、連続立体交差事業等、道路整備を推進 ○骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進 ○東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○重点整備エリア等の無電柱化を推進 ○緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保 ○分かりやすい標識整備等
都都市整備局	○緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進 ○面的な無電柱化を推進するため、区市町村や民間の取組を支援
都生活文化スポーツ局	○交通の安全と円滑に資する情報の提供
警視庁	○震災時の交通情報収集方策の検討 ○ITSを活用した震災時の交通情報発信の検討 ○緊急通行車両等の確認
関東地方整備局	○緊急輸送道路等の橋梁について、必要な耐震化を推進 ○首都近隣区域において防災資機材備蓄基地を計画的に整備 ○首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成
東日本高速道路、中日本高速道路	○道路、橋梁等について、耐震化等の取組を推進 ○首都圏三環状道路（外環、圏央道）等の高速道路網を早期に完成
各防災機関	○緊急輸送ネットワークの拠点を指定
都各局	○各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備

1-2. 詳細な取組内容

（1）災害に強い道づくり（都市整備部・都市再生部）

①道路空間の防災化と避難路の確保

ア 主要幹線道路等の整備 避難道路（都市計画道路等）の整備

防災ブロックを形成する防災軸の基盤となり、かつ広域避難場所への避難道路ともなる主要幹線道路や幹線道路の都市計画道路（資料 20201）については、防災まちづくりを行ううえで欠かせない道路であることから、優先的に整備を進める。

また、地震時の電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、無電柱化を推進する。

イ 生活道路等の整備

都市計画道路等でブロック化される防災街区内を、準幹線道路、主要生活道路及び（仮称）防災区画道路により、更にミニブロック化していくことが必要であり、加えて避難場所や避難所への避難道路ともなることから、これらの道路についても整備を推進していく。

ウ 狭あい道路・通り抜け道路対策

住宅密集地域における避難路の確保等、幅員が4mに満たない狭あい道路の防災性の向上を図るため、狭あい道路拡幅整備事業を推進するとともに、建替え等にとまなう道路後退整備や開発行為等において市まちづくり条例に基づく協議により、通り抜け可能な道路の整備を図る。

②緊急輸送道路の指定

災害時における救援・救護活動や緊急物資を輸送する道路として、都は、その果たすべき機能に応じて、第一次（応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、重要港湾、空港等を連絡する路線）、第二次（一次路線と区市町村役場、主要な防災拠点（警察、消防、医療等の初動対応機関）を連絡する路線）、第三次（その他の防災拠点（広域輸送拠点、備蓄倉庫等）を連絡する路線）の緊急輸送道路（資料 20301）を指定している。特に、東八道路（三鷹通り以西）、三鷹通り及び天文台通り（東八道路以南）等は、第一次緊急輸送道路として指定している。

また、都の緊急輸送道路は、主要な幹線道路を優先に指定していることから、市が救援・物資輸送等を円滑に行うために、これら幹線道路と市内の防災拠点等を連結する緊急輸送路の確保が必要である。このため市は、都が指定する緊急輸送道路に接続する路線を次の指定基準により、市の緊急輸送道路として指定する。

【三鷹市緊急輸送道路指定基準】

- ・ 広域避難場所及び避難所等と連絡する輸送道路
- ・ 消防署及び消防団詰所と連絡する輸送道路
- ・ 災害時医療救護所及び病院と連絡する輸送道路
- ・ 駅及び重要なライフライン施設と連絡する輸送道路
- ・ 支援物資搬送のための主要路線となる輸送道路

③橋梁の整備

橋梁現況調査の結果等を踏まえ、市橋梁長寿命化修繕計画を改定し、老朽化した橋梁の架け替えを行うなど、橋梁の安全性を確保し効率的な維持保全を図る。

（2）緊急道路障害物除去路線の選定（総務部、都市整備部）

災害時、道路は倒壊物等の障害物が散乱し、通行障害が発生することが予想されることから、緊急輸送

道路の通行を確保するため、都及び市は、緊急輸送道路等を緊急道路障害物除去路線に選定する。

緊急道路障害物除去路線は、東京都「緊急道路障害物除去（啓開）作業計画書」に定める「三鷹市内道路啓開作業計画図」及び三鷹市緊急輸送道路図（資料 20301）による。

（3）車両の確保（総務部）

①緊急通行車両等の事前届出（資料 20302）

災害時及び警戒宣言発令時には、緊急輸送等を確保するため、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限される。この規制措置のもとでは、大規模地震対策特別措置法施行令第12条に基づく緊急輸送車両及び災対法施行令第32条の2に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）として、「確認証明書」及び「標章」が交付された緊急通行車両等が優先して通行する。

市は、保有車両のうち地震防災応急対策及び災害応急対策に使用するもの並びに市長が必要と認める協力団体の車両は、事前に都公安委員会（警察署経由で届出）に緊急通行車両に係る必要な手続きを行う。

②車両の優先配備先の事前決定

災害時に各対策部班に公用車を配車する場合は、各応急対策に支障なく、かつ効率的な運用ができるようあらかじめ優先配備先を定め、各応急対策の用途別に車両を定めておく。

2. 水道・下水道

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○断水に備えた対策及び市民への啓発 ○下水道施設の災害予防
都水道局	○水道施設の耐震化の推進 ○管路の効果的な耐震継手化の推進 ○バックアップ機能の強化 ○自家用発電設備の新設・増強
都下水道局	○災害時支援東京都下水道連絡会議の設置

2-2. 詳細な取組内容

（1）断水に備えた対策及び市民への啓発（総務部）

断水時の応急給水活動について、都水道局及び自主防等との役割分担、緊急連絡体制、給水体制等について確認するとともに、関係機関と連携した応急給水訓練を実施する。

また、長期間の断水に備え、1人1日3リットルの飲料水を3日以上、備蓄を行うよう市民に啓発する。

（2）下水道施設の災害予防（都市整備部）

①整備対策

ア 管路の整備

経年劣化により安全性の低下している老朽管の管更生等と陶製取付管の管種変更工事を実施し、施設の機能向上と耐震化を図るとともに、新設道路への管きよの敷設については、道路の整備に合わ

せて実施する。

イ 市下水道再生計画の推進

震災時にも継続して使用可能な下水道施設を目指して、令和2年度に策定した市下水道再生計画に基づき、防災拠点周辺等の下水道施設の地震対策整備に取り組む。

ウ 東部水再生センターの延命化

東部水再生センターは昭和43年に運転開始して以来50年を経過し、老朽化が進んでいることから、流域編入に至るまでの適切な維持・管理を行い、機械・電気設備等に係る延命化工事に取り組む。

エ 井の頭及び新川ポンプ場の災害対策の推進

老朽化したポンプ場の計画的な維持・保全を行い、長寿命化に取り組む。

②協力体制の確立

災害時に速やかに復旧体制が確立できるよう、平素から三鷹市指定排水設備工事事業者等と協議を行う。また、都と連携した応急復旧体制を強化・充実する。

3. 電気・ガス・通信等

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○電気施設の予防対策 ○ライフライン供給停止対策
東京消防庁	○都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事務所防災計画の作成指導
都環境局、都産業労働局	○再生エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○災害時におけるLPガスの活用の促進
都住宅政策本部	○東京とどまるマンションの普及・推進
都各局	○ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○燃料の安定調達
警視庁	○信号機の減灯対策
東京電力グループ	○「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施
東京ガスグループ、ガス事業者	○ガス設備の耐震化と供給停止ブロックの細分化による供給継続性向上 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○災害時におけるLPガスの活用を促進
NTT東日本	○震度7クラスの地震においても機能を維持する設備構築 ○非常用電源の長時間化 ○通信網の多ルート・中継拠点分散化
各通信事業者	○人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組む

3-2. 詳細な取組内容

(1)電気施設の予防対策(総務部)

市は、避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置を推進するとともに、民間企業の技術開発等を踏まえて蓄電システムの導入の検討を行う。

(2)ライフライン供給停止対策(総務部)

①停電対策

ア 庁舎等の非常用電源及び発電機用燃料の確保

庁舎等の非常用電源については、平時に試験運転を行うとともに、非常用電源による供給能力を踏まえた電力の供給範囲などについて明らかにしておく。

また、非常用電源の燃料の緊急調達先を確保するとともに、備蓄している発電機の燃料であるガソリンについても、法の規制の範囲内の量を確保しておく。

イ 公共施設の対応策

停電時又は停電が予想される際の各施設の対応策については、施設ごとにマニュアル等を作成のうえ取りまとめることとする。その中で、夜間も子どもを預かる施設や福祉施設等で非常用電源設備がない施設については、本部倉庫に備蓄している発電機の活用も踏まえた準備体制を整えておくとともに、費用対効果を踏まえたうえで蓄電システムの導入を推進する。

ウ 市民への停電に備えた啓発

停電は、地震に限らず様々な要因で発生する場合があることから、懐中電灯、ラジオ、予備電池及びモバイルバッテリーなどを備蓄しておくよう広報紙、防災訓練、防災出前講座などを通じて啓発していくとともに住宅への太陽光発電設備や蓄電池等の設置を推進する。また、電力を使用する医療機器を利用している市民に対して、自助による対応を原則としつつ、停電が長期化した際の電源確保に向けた支援等を行っていく。

事業者についても非常用発電設備や再生可能エネルギーの導入などによる停電対策を行うよう普及啓発を行う。

エ 高層住宅居住者への啓発

停電等による長時間にわたるエレベーター停止時の対応、受水槽へのポンプの停止による断水への対応、避難行動要支援者の避難など、高層住宅における防災対策について、関係機関等と連携のうえ、高層住宅を会場とした防災訓練や防災出前講座等を通じて、マンション等高層住宅への居住者や管理組合等に対して居住者の自助及び管理組合を中心とした共助に向けた啓発を行っていく。

オ 電気自動車の拡充

車両の買い替え等の機会を活かし、非常用電源の供給源になる電気自動車の拡充を図る。

②ガスの供給停止対策

ア 代替エネルギーの確保

災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、学校避難所等において災害時のエネルギー源としてLPガスを有効に活用する方策について検討するとともに、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備についての検討を進める。

イ 市民への啓発

各家庭のガスの供給停止は、ガス事業者による予防措置又はマイコンメーター（※）によるガスの

自動遮断によることから、これらの仕組みと復旧方法について、総合防災訓練等においてガス事業者と連携しながら啓発を行う。

※マイコンメーターは、計量器の機能を備え、また震度5程度以上の揺れを感知するとガス供給を自動的に遮断する。

③通信手段の冗長化

インターネットについては、避難所Wi-Fiが活用できるよう使用ルール等の整理を行う。また、電話については、特設公衆電話の仕組みや利用方法について訓練等において周知する。

④ライフライン機関との情報連絡体制の強化

平時の連絡先のほかに、緊急時の最新情報をいち早く確実に伝達可能なホットラインを各ライフライン機関と取り交わすとともに、市へのライフライン機関の職員派遣要請など、緊急情報に関する人的対応を含む情報連絡体制について取り決める。

第2 応急・復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-------------|
| 1 道路・橋梁 |
| 2 水道・下水道 |
| 3 電気・ガス・通信等 |

1. 道路・橋梁

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（本部施設班、広報情報班、道路交通班）	○交通規制 ○緊急道路障害物の除去 ○災害対策用車両の確保 ○道路・橋梁の応急・復旧対策
警視庁	○発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施 ○その後、災対策法に基づく第二次交通規制を実施 ○緊急通行車両等の確認 ○発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる ○パトロール等を兼ねた広報を実施
都建設局、都港湾局、警視庁、関東地方整備局、区市町村、東日本高速道路、中日本高速道路	○震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○道路上の障害物の除去等を実施
都建設局、都港湾局、関東地方整備局、東日本高速道路、中日本高速道路	○発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる ○パトロール等を兼ねた広報を実施 ○被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施

1-2. 詳細な取組内容

(1)交通規制(警察署、広報情報班)

①交通規制の実施

都内に震度6弱以上の地震が発生するか、又は大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合、次のとおり交通規制を実施する。

ア 第一次交通規制（資料 20303・20304）

緊急自動車専用路指定予定路線が緊急自動車専用路として指定され、緊急自動車等以外の車両の通行が禁止される。

イ 第二次交通規制（資料 20305・20306）

緊急交通路指定予定路線が緊急交通路とされるほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定される。

②緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（警察署長）等からの報告による

ほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

③交通規制の実効性を確保する手段・方法

ア 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

イ 広域緊急援助隊(交通部隊)の配置運用

道府県公安委員会から広域緊急援助隊(交通部隊)の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

ウ 警備員、ボランティア等の協力の受け入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう考慮する。

エ 装備資機材の効果的な活用

交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティーコーン等の装備資機材を効果的に活用する。

オ 交通管制システムの適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

④緊急物資輸送路線の指定

都は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

⑤緊急通行車両等の確認

ア 第二次交通規制実施時は、災対法施行令第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

イ 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

⑥広報活動

ア 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼び掛け等についての広報の要請を行う。

イ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

(2)緊急道路障害物の除去(道路交通班、警察署)

①緊急道路障害物除去路線の決定

市及び都は、災害時における優先車両の通行路や避難路の確保のため、事前に指定した緊急輸送道路等の中から緊急道路障害物除去路線を決定する。

②障害物除去作業態勢

障害物除去作業の実施内容は、原則として2車線の車両用走行帯を確保できるように落下物、倒壊物によって生じた路上障害物を除去し、自動車走行に支障のない程度に陥没、亀裂等の舗装破損の応急措置を行うことである。

また、作業の分担は以下のとおりとし、市は、三鷹市建設業協会をはじめとする災害時応援協定締結機関等に協力を求め、障害物除去作業を実施する。

ア 都選定の緊急道路障害物除去路線は、都建設局が担当し、市は都の指示に基づき協力する。

イ 市選定の緊急道路障害物除去路線は、都が路線毎に指定されている協力業者と調整しながら障害物除去作業を行う。

（3）災害対策用車両の確保（本部施設班、警察署）

①必要車両数の把握と確保

本部施設班は、各班が災害対策活動に必要な車両の数を把握し、割り振りを行う。

市保有車両については、本部施設班が一元管理し、車両の不足が生じた場合には、民間業者からの借上げも行うものとする。また、業者からの特殊車両の調達については、本部施設班と協議の上、それぞれ所管部において行うものとする。

②配車

ア 運用計画

市は、災害時に各対策部班の所管事務が円滑に実施できるよう、車両の運用計画を作成する。

（ア）各対策部班が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、本部施設班が集中管理し、その運用計画を定め、各対策部班に配車する。

（イ）各対策部班からの車両調達請求に対し、一次的には市保有車両を使用するが、車両数に不足が生じる場合は、オにより民間団体等への支援要請を行う。

イ 配車基準

災害時における各対策部班に配車する場合は、各応急対策に支障のないよう、事前計画に基づき各応急対策の用途別に配車する。

ウ 配車手続き

（ア）各対策部班において車両が必要な場合は、車種、積載重量、数量、引渡場所等を明示の上、本部施設班に請求する。

（イ）本部施設班は、必要台数を調達し請求対策部へ引き渡す。

エ 車両運行等の記録

本部施設班は、配車車両の輸送記録、燃料の受払い及び修理費等について記録する。

オ 民間団体への支援要請

（ア）市保有車両のみでは車両数に不足が生じる場合は、以下のとおり調達を行う。

a 貨物自動車 協定等に基づき、トラック協会、郵便会社に車両の提供を要請する。

b 特殊車両 レンタカー会社他から調達する。

（イ）市有車両及び業者等からの調達でもなお不足するときは、都本部に調達あつせんを要望する。

③車両用燃料の調達

車両に必要な燃料は、本部施設班が調達する。

④緊急通行車両標章の掲示

確認実施機関において緊急通行車両であると認定されたものについては、緊急通行車両標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

【緊急通行車両の標章】



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（4）道路・橋梁の応急・復旧対策（道路交通班）

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行うものとする。

道路の被害状況を速やかに把握の上、市本部に報告し、市本部は道路・橋梁の被害状況を都建設局（都北南建）に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧を行い交通の確保に努める。（資料 20307・20308）

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急の場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

2. 水道・下水道

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、広報情報班、都市復旧班）	○水道施設の応急対策 ○水道施設の復旧対策 ○下水道施設の応急対策 ○下水道施設の復旧対策
都水道局	○異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底 ○施設の点検・被害調査を実施 ○被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施 ○取水・導水施設の復旧対策 ○浄水・配水施設の復旧対策 ○送・配水管路、給水装置の復旧対策
都下水道局	○東京都下水道災害時支援連絡本部の設置

2-2. 詳細な取組内容

（1）水道施設の応急対策（指令情報班、都市復旧班、広報情報班）（資料 20309）

市は、市職員や市民のみでも給水ができるよう、避難所応急給水栓や災害時給水ステーションを利用した給水活動を実施する。

また、都水道局ホームページ等により情報収集するとともに水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を市民に周知させるための広報活動に協力する。

その他、都水道局が実施する応急対策の協力要請への対応を行う。

（2）水道施設の復旧対策（都市復旧班）

都は、水道施設の復旧活動を実施する。市は、都水道局ホームページ等により情報収集するとともに復旧状況の広報等、都の復旧活動に協力する。

（3）下水道施設の応急対策（都市復旧班、広報情報班）

①活動態勢

市下水道BCPに基づいて活動し、計画的かつ早期に下水道機能を回復する。

②応急対策

ア 処理施設等の被害状況の確認

東部水再生センター施設、ポンプ場施設及び市外処理場施設等の被害状況を把握するとともに、施設の処理能力、復旧見通し等を確認する。

イ 応急措置

（イ）下水道管きよの破損に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。枝線の被害は直ちに本復旧することを原則とし、幹線の被害は箇所程度に応じて応急復旧又は本復旧を行う。

- (イ) 工事施工中の箇所においては、工事契約書、設計書により請負人をして、被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (ロ) 処理場及びポンプ場においては、停電のため施設の機能が停止した場合、自家発電設備でポンプ運転を行うなど、機能停止による排水不能のないようにする。

③災害時の広報

下水道施設の被害状況、復旧の見通し、また処理施設が被害甚大な場合における水洗トイレの使用の自粛等について、防災行政無線、市広報車及び可能な人員を動員して広報活動を行う。

(4)下水道施設の復旧対策(都市復旧班)

①管きよ等

緊急調査による被害状況をより詳細に把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

②処理場及びポンプ場

処理場、ポンプ場は、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能回復を図り、更に環境負荷の低減、公共用水域の水質向上に努める。また、停電が続いた場合には、処理場及びポンプ場の安定稼働のための自家発電設備用燃料油の供給に努める。

復旧に当たっては、必要に応じて、都に対し技術支援を要請する。

3. 電気・ガス・通信等

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、広報情報班、地域支援班、都市復旧班）	○電気施設の応急・復旧対策 ○ガス施設の応急・復旧対策 ○通信施設の応急・復旧対策
都各局	○非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ○重要な施設への燃料油の優先供給
東京電力グループ	○資材の調達・輸送 ○震災時における危険予防措置 ○応急工事 ○災害時における電力の融通 ○電力供給上復旧効果の大きいものから復旧
東京ガスグループ、ガス事業者	○被害情報の収集 ○事業所設備等の点検 ○製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○被害推定に基づく応急措置 ○遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○資機材等の調達 ○移動式ガス発生設備による臨時供給 ○避難所等へのLPガス供給

	○二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により復旧
各通信事業者	○被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○自治体との通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○災害対策用機材、車両等の確保 ○通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策 ○応急復旧による通信確保

3-2. 詳細な取組内容

(1)電気施設の応急・復旧対策(指令情報班) (資料 20310)

東京電力グループは、市内に停電が発生した場合、速やかに被害情報、停電等に関する情報を市に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、MCA無線等によるものとする。

市は、上記の連携に加えて東京電力グループホームページ等により情報収集するとともに、電気施設の被害状況、復旧の見通し等を市民に周知するための広報活動に協力する。

市長が必要と認める場合は、市は連絡員の派遣を要請し、その要請に基づき東京電力グループは、連絡員を派遣することとする。

(2)ガス施設の応急・復旧対策(指令情報班) (資料 20311)

東京ガスグループは、市内の広範囲にガス漏れ等が発生した場合、速やかに被害情報、ガス漏れに関する情報を市に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、電子メール、MCA無線等によるものとする。

市は、上記の連携に加えて東京ガスネットワークホームページ（復旧マイマップ）等により情報収集するとともに、ガス施設の被害状況、復旧の見通し等を市民に周知するための広報活動に協力する。

市長が必要と認める場合は、市は連絡員の派遣を要請し、その要請に基づき東京ガスは、可能な範囲で連絡員を派遣することとする。

(3)通信施設の応急・復旧対策(指令情報班) (資料 20312)

NTT東日本は、連絡員の派遣により市と通信障害・復旧状況等について情報共有する。市は、通信障害・復旧状況等を市民に周知するための広報活動に協力するとともに、市の活動状況について情報提供する。

[関係資料]

- ・ 資料 20301「緊急輸送道路図（三鷹市内）」
- ・ 資料 20302「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領（警視庁）」
- ・ 資料 20303「大震災時における交通規制図〔第一次〕」
- ・ 資料 20304「緊急自動車専用路指定予定路線」
- ・ 資料 20305「大震災時における交通規制図〔第二次〕」
- ・ 資料 20306「緊急交通路指定予定路線」

- ・資料 20307「都道の応急・復旧対策」
- ・資料 20308「高速自動車道路の応急・復旧対策」
- ・資料 20309「水道施設に関する震災対策（都水道局）」
- ・資料 20310「電気施設に関する震災対策」
- ・資料 20311「ガス施設に関する震災対策」
- ・資料 20312「通信事業者の震災対策」

